

「百聞は一見にしかず」

裁判官は私たちの訴えについて、ぜひ現地検証をおこなってください！

福島第一原発事故は「史上最大で最悪の公害」です。東京電力が地震・津波対策を怠り、国も適切な規制監督権限を行使しなかったために起きた災害です。

約14万人を超える住民が強制的に避難を強いられ、住み慣れた故郷を奪われて6年目を迎えた今日も、先の見通しの立たない避難生活を余儀なくされています。

千葉県内には約3,000人が避難されており、その内47人が東京電力と国に対し原発事故による被害の賠償を求め千葉地裁に提訴しました。

事故のためくらしのすべてを奪われた口惜しさ、怒り、なつかしいふるさとを二度と取り戻せない寂しさ、悲しさは到底言葉では言い表せません。

裁判官は、被災地に行っていただき惨状を五感で感じ取ってください。原告の訴えを理解していただくために現地検証は重要で不可欠です。多くの公害裁判では現地検証を実施しています。また全国各地の原発訴訟でも現地検証をはじめています。

阪本裁判長はじめ裁判官におかれましては、現地検証を踏まえた判断をしていただけますようお願いいたします。

氏名	住所

千葉原発訴訟の原告と家族を支援する会

送先と問合せ：〒272-0825 千葉県市川市須和田 2-31-16

090 (1117) 1246 岸本紘男